

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市個人情報保護審議会(第56回)		
事務局(担当課)	総務部 総務室 総務課 内線(2321)		
開催日時	平成27年9月14日(金)午後6時00分～午後7時10分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	井上会長 橋本副会長 恩地委員 梶谷委員 桑野委員 林委員 松尾委員 松隈委員 以上8名 (欠席:武内委員、丸山委員)	
	実施機関	〈健康福祉部長寿・保険室〉 作田室長 〈健康福祉部長寿・保険室国民健康保険課〉 木山課長補佐	
	事務局	大森部長 田家室長 阿部課長 熊井主査 木村主査	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第49号 保健事業におけるデータヘルス計画等の推進に係る国民健康保険被保険者の個人情報の目的外利用について		
会議結果	当該諮問(第49号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

審 議 経 過

会 長:あいさつ

事 務 局:説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料 開催通知

諮問書(第49号)

本日提出資料 レジメ

座席表

諮問第49号に関する資料

審議事項

諮問第 49 号 保健事業におけるデータヘルス計画等の推進に係る国民健康保険被保険者の
個人情報の目的外利用について

<p>会 長</p>	<p>はじめに本日の委員の出欠についてであります。本日は武内委員と丸山委員が所要で欠席となっております。現在のところ8名の委員にご出席していただいておりますが、当審議会規則4条2項の規定によりまして、定足数を充足しているということで本会議が有効に成立していただきますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、本日はすでに開催通知にてご案内のとおり、保健事業におけるデータヘルス計画等の推進に係る国民健康保険被保険者の個人情報の目的外利用について審議をお願いするところでございます。まず、具体的な審議に入ります前に、諮問案件の概要と本日配布されております資料の確認等につきまして、事務局にご説明をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">事務局 概要説明</p>
<p>会 長</p>	<p>いま事務局のほうから諮問49号についてのご説明等いただきましたが、ただいまの説明についてご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、次に本日の会議の進め方ですが、従来の慣例に従いまして、実施機関の担当者から説明を受けた後、委員の皆さんほうから実施機関のほうにご質問等ございましたらご質問していただき、その後、実施機関に退席いただきまして、本日の案件について最終的にご審議をいただくという形を取りたいと思います。この方法でよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは諮問第49号の実施機関であります国民健康保険課の担当者の方を入室させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">入室</p>
<p>会 長</p>	<p>本日はこの時間までお待ちいただきましてありがとうございます。では、本日の諮問案件の説明の前に、今日来ていただいておりますお二方、簡単で結構ですので自己紹介をお願いします。</p>
<p>実施機関</p>	<p>長寿・保険室の作田と申します。どうぞよろしく申し上げます。国民健康保険課の木山と申します。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは本日の諮問案件についてご説明を受けたいと思います。</p> <p>諮問案件第49号保健事業におけるデータヘルス計画等の推進に係る国民健康保険被保険者の個人情報の目的外利用についてに関しまして、ご説明をお願いします。</p>
<p>実施機関</p>	<p>それでは諮問第49号、保健事業におけるデータヘルス計画等の推進に係る国民健康保険被保険者の個人情報の目的外利用について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回お諮りいただきたい諮問内容としましては、現在当課が行っております保健事業におきまして、この保健事業と言いますのは、健康教育、健康相談、健康診査、その他被保険者の健</p>

康の保持増進のために行う事業を言います。この保健事業におきまして積極的な健康増進施策を進めていくために、特定健康診査の結果や、本来給付費の支払いという金銭のやり取りに使用する診療報酬明細書、これはレセプトと申しますが、レセプト等のデータを目的外に利用しようとするということについてでございます。

今回目的外利用しようとする背景としましては、資料1のほうをご覧くださいと思います。こちらの資料はデータヘルス計画作成の手引きという厚生労働省が健康保険組合向けに作成した手引きでございます。こちらのページ番号、右下に書いておりますけど11ページをご覧くださいと思います。政府の成長戦略における位置づけというところがございますが、そこから3行目後半、日本再興戦略、これは平成25年6月14日に閣議決定されておりますが、こちらでは国民の健康寿命の延伸を重要な柱として掲げております。この戦略の中では健康寿命の延伸に関する問題点の一つとして保険者は健康管理や予防の必要性を認識しつつも、個人に対する動機づけの方策を十分に講じていないことが指摘されておりました。この課題を解決するため、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、データヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進することが掲げられました。このデータヘルス計画がどういったものかにつきましては、次のページ、12ページをご覧くださいと思います。データヘルス計画の狙いというのがありますけど、データヘルス計画の本質という段の3行目「すべての健保組合は健康医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施をはかるため、保健事業の実施計画データヘルス計画を策定し実施することとなりました。これからはやみくもに事業を実施するのではなく、データを活用して科学的にアプローチすることで事業の実効性を高めていく」、これがデータヘルスの計画の狙いとされております。では具体的にデータヘルス計画でどのようなことを取り組むかにつきましては、13ページをご覧ください。上段、データヘルス計画で取り組むこととしまして、「P」計画の段階では、これまでの保健事業の振り返りとデータ分析による現状把握に基づき、加入者の健康課題を明確にしたうえで事業を企画する。「D」実施段階では次のような取り組みを実施するとされております。加入者が自らの生活習慣等の問題点を発見しその改善を促すための取り組み、生活習慣病の発症を予防するための特定保健指導等の取り組み、生活習慣病の進行および合併症の発症を抑えるための重症化予防の取り組み、その他健康医療情報を活用した取り組み。「C」のチェック評価でございますが、客観的な指標を用いた保健事業の評価を行うことになっております。そして最後に「A」アクションの改善ですが、評価結果に基づく事業内容の見直し。このようなPDCAサイクルを回すということが、データヘルス計画で行うこととして期待されております。

本市におきましてもこのような日本再興戦略の施策方針に基づきまして、平成27年3月に川西市国民健康保険データヘルス計画を策定し効果的な保健事業を推進することとなっております。そちらの内容につきましては、資料2をご覧くださいと思います。こちらの資料2は川西市国民健康保険データヘルス計画のほうを一部抜粋したものでございます。こちらの計画は平成27年度から平成29年度の3年間の計画としておりまして、毎年度内容を見直すこととなっております。現状分析のほうを行った結果、3つの課題を掲げ、それに対して行うべき施策を記載したものでございます。その中で一部を抜粋しております。一例といたしまして課題2をご覧くださいと思います。LDLコレステロール値が県下で最も高い状態であるため、LDLコレ

テロールの危険性、改善方法を広く市民に周知することが必要となる。こういった課題に対しまして、次の3点を施策のほうを掲げています。LDLコレステロール値が要医療の人、または軽度異常、要観察となっている人で喫煙歴などの危険因子を持っている人の内、医療機関にかかっていない対象者に対し、保健師が個別に訪問指導を行い、医療機関への受診勧奨をするとともに、禁煙指導、食生活の見直しなど生活習慣の改善を勧める保健指導を行う。その後、重度の人については医療機関の受診につながったかどうかをレセプトデータにより追跡する。生活習慣病罹患者の重症度やコントロール状況をさらに詳細に分析し、よりリスクの高いものに対する保健指導や未罹患者に対する早期発見のための具体的な施策を検討する。データヘルス計画を公表、周知し市民の健康や医療費削減への意識を高める。本市としましてはこういった施策を行うことが必要というふうに計画のほうでは掲げています。

こちらの問題点課題等を解決するために、今回目的外利用として活用しようとするデータをどのように活用するかにつきましては、具体例としまして、LDLコレステロール値が要医療の方、これは180mg/dl以上の方で医療機関へかかっていない方に対して保健指導を行うために対象者を抽出する。そのためにデータの方をまず活用させていただきたいと思っています。2点目には、このデータを基に、より効果的効率的な保健事業を今後実施していくために、次年度の計画の見直しのために役立てたいと思っております。こういったことをすることによりまして期待される効果としましては、現在LDLコレステロール値が県下で最も高い状況にありますけれども、保健指導等でコレステロールの危険性や改善方法を対象者に周知することによりまして、LDLコレステロール値の低下が期待できるということと詳細な医療費やレセプトデータや特定健診に基づく分析を行うことで次年度計画で効果的かつ効率的な施策を打ち出すことができる、この2点の効果が期待できるかと思っております。今申し上げましたのは、データヘルス計画に基づいた一例というかたちになりますが、今後、保健事業を行っていくうえで今回別紙のほうで書かせていただきました通り、国民健康保険被保険者に関する情報、そして国民健康保険被保険者の診療報酬明細書に関する情報、国民健康保険被保険者の特定健診、特定保健指導に関する情報こういった情報を活用しながら対象者を抽出し、施策を打っていくことが必要と考えております。そして平成25年7月3日開催の第52回個人情報保護審議会におきまして、既に国保連合会が構築しておりますKDBシステムこれは国保データシステムと言いますけどKDBシステムを活用した保健事業の実施につきましてはご了承いただいているところでございますが、今回また新たにお諮りしました理由としましては、いま現在こちらの国保連合会のKDBシステムだけでは条件が限られた条件だけでしか情報を抽出することができません。ですから、今回LDLコレステロール値が180mg/dl以上の方で医療機関に未受診の方を一例として申し上げましたが、そういった細かい抽出をすることが、今KDBシステムではできないために、今回改めて審議会のほうでお諮りいただきたいと思います。そして、活用するデータの流れとしましては、資料3のほうに記載させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。本市のほうから特定健診データ、特定保健指導データ、レセプトデータそして被保険者情報こういった適切な保健事業を行うために必要な個人情報をデータ分析等を行う委託会社の方に渡しまして、そちらのほうで対象者データの抽出を行います。そして、実際に各個人ごとに医療機関への受診干渉等をする保健事業を行う委託業者のほうにこちらの名簿が渡り、対象者へ保健事業を実施する、そういう形の流れとなっております。こちら、データの流れを例としておりますのは、今現在の委託の関係性を一例として27年度はこういう形で進めていきたいというふうに思っ

	<p>いるからで、例として挙げさせていただいております。今回お諮りいただきます目的外利用とはちょっと論点が逸れるのですが、委託業者を何故利用するのかにつきまして補足説明させていただきたいと思っております。本事業は平成26年度、昨年度から始まった新規事業でございます。事業内容もデータの分析、評価から計画の見直しという内容から、保健事業の実施という内容までとても幅広い内容を含むものでございます、かつ専門性が高い事業であると思っております。よって、専門的な知識やノウハウを備えた民間事業者を活用しなければ効果的な事業を推進することが難しいと考えておりますので、委託業者を利用しようとするものであります。説明は以上でございます、よろしくお願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、それでは本日の諮問案件であります個人情報の取り扱いについてご審議いただきたいと思っております。ただいま実施機関の方からご説明いただきました内容に関しまして、何かご意見ご質問等ございましたら委員の方お願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>これは要するに、被保険者に関するデータ諸々なんですけどいま国民健康保険課がお持ちなんです、そのデータを、それを目的外で、まさに所管課の中で利用するってことですか？</p>
<p>実施機関</p>	<p>はい、その通りでございます。委託というように書いてあるのはあくまで本業務のほうを委託するというだけですので、我々自身が持っておりますデータを我々が目的外に利用して、保健事業のために役立てていきたいという考えでございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>このデータ分析を行う委託業者ですね、これはいくつあるんですか。一か所ですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>我々が委託契約を結ぶ業者ということですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうです。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そうですね、委託業者、委託を結ぶ関係は一社ですが、一部その事業内容によって再委託、一つの事業所だけではなかなかできない、先ほど申しあげました通り、分析のほうのシステム系の会社、実際保健事業を行っている会社と言いますのが少し毛色が違う場合が殆どですので、分析業者と委託を結びながら、実はその中で再委託という形で保健事業業者と契約が結ばれる、そういう関係性です。</p>
<p>委 員</p>	<p>レセプトデータって書いていますが、こちらのほうは市内の医療機関だけでなく日本全国のレセプトデータが川西市のほうに情報としては入ってくるんですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そうです。</p>
<p>委 員</p>	<p>それをこういう情報として活用するということですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>はい、川西市民の被保険者の方が市外で受けられたデータも全部こちらへ入ってくる。</p>

委員	<p>では、その診療内容がもう全てが丸投げになるんですか。内容全てが、これ全部レセプトを渡さないで抽出できませんからね、当然。その全てのデータが向こうへ行くと、委託業者へ。</p>
実施機関	<p>そうですね、委託業者の中でも最低限この事業を進めていくうえで必要最低限なこれだけは欲しいというようなデータがあるかと思しますので、そちらのほうのデータを渡していくという形になるかと思いますが、それは委託業者と話をしながら詰めていくという形になりますけれど、やはり多くの情報を渡さなければ、おっしゃる通り抽出ができませんので。</p>
実施機関	<p>ただ、レセプトデータでございますので、それはカルテとは違いますので、どういう薬を使ったとか、それをどのくらいの量入れたとか、どんな手術をしたとか、そういうお医者さんが個人で持ってるようなカルテのようなのがそのまま業者に行くというのでは決してない。それと一応、紙データでやり取りをしている柔道整復師さんなんかが扱うような接骨院が使うような分ですね、それもあの辺はデータとしては渡りません。あくまでも電子レセの形でいただいているものについて、お渡しして分析するというような中身です。</p>
委員	<p>業者さんと話し合いながら範囲を決めていくんですか。</p>
実施機関	<p>どんな業務をやるかということですね、私たちも初めはKDBシステムの中で何とか泳げないのかと思ってたんですけど、あまりにも欲しいデータが入ってこないということで、それでまた新しい業者のほうで、その業者自体システムを組んできてますんで、それを利用しながら、指導のほうに役立てていきたいということです。ですから、どんな形の部分をやっていくか、それを業者と話をもって必要な情報はどこまでかという中で、その時その時で対応していくことになるかと思うんです。</p>
委員	<p>いまのKDBシステムと比較して見込んでおられる拡大量っていうのは、かなりのボリュームですか。</p>
実施機関	<p>情報の量ですか。KDBの中ですね。基本的なレセプトデータは全部行ってるはずなんです。ですから渡す情報とかはそう大きく変わりません。ほぼ基本的には一緒です。ただKDBではできることが少ないです。また新たな業者のほうで展開してやるしかないかなと思ってます。それと今回これをお願いしましたらLDLコレステロール値にずっとこだわっていくわけでは決してありません。国のほうでは例えば、血糖値の割合を正確に把握してこの事業を展開していきなさいというようなことも言っておりますので、そういったことも将来できるようにと思ひまして今回こうやってお願いしているんです。</p>
委員	<p>27年度はコレステロールでいくんですね。</p>
実施機関	<p>はい。</p>

委員	<p>市民病院でも糖尿病の患者がどんどん増えてるって話を聞いてますのでね、それも含めましてね、来年となるとね。</p>
実施機関	<p>そうですね、もう早ければそのぐらいで動き出すことになろうかと思います。</p>
委員	<p>血糖値も、日本の血糖値と世界の平均血糖値では随分差があるように聞いてますけど、</p>
会長	<p>これ、本人通知はしなくてもいいんですかね、本人に何も言わんと、ある日突然保健指導ですって行ってやってきて、何でおまえ知ったんやって話になったら揉めませんか。</p>
実施機関	<p>そうですね、具体的にご本人さまにどのようにアプローチするかというのは、これもまた業者さんと話し合っていないといけないところなんですけど、大体今聞いておりますのは、事前にこういったこと行いますよということで先に文書で発送させてもらったり、もしくはこういったアプローチを希望されるかどうかということも含めて2点を返信を返していただくような形だとか、そこらへんは被保険者さんのほうがやはり突然初めての事業ですから驚かれると思いますので、そういったトラブルがないように、これから業者と話し合っていて進めてまいりたいと思っております。いきなりお電話をかけるとかそういうことは想定しておりませんので。</p>
会長	<p>ということは、データを目的外に利用しますよ、ということの通知はしないけども、こういう計画に基づいて、まさに個人の保健指導等が今後行われることになりますけれども、そういうのを利用されますかという形の文書がいくってことなんですか。</p>
実施機関	<p>そうですね、利用してのっていう段階ではもう先にご通知がいつしまってるんで、ご本人様には気付かれてしまうかもしれませんけど、こういう事業を行うこととなりました、で、それに対して保健指導、面談とかご本人さんの状況を聞かせていただいたりとか、改善のほうの指導をさせていただきますのを希望されますでしょうかという内容のご通知であったりとか、そういうのはさせていただこうと思っています。</p>
会長	<p>特定健康診断に関しては、各ご本人に、受けてませんよとかいう通知はいつてるんですか。</p>
実施機関	<p>受けてませんよというか、特定健康診断とかにつきましては全員の方ではないんですけど、受診干渉とかっていうことにつきましては、これも国保連合会のほうから保健師さんを派遣していただいて、ちょうど明日からになるんですけども、毎年度1,000人対象者を決めまして、昨年度も受診されていなくて今年度もまた受診されてない方に対しまして、受診干渉の電話をするということはここ数年させていただいております。</p> <p>もちろん健診の結果というのは当然みなさんにお伝えしているんですが。</p>
実施機関	<p>保健指導を受けていただかないといけない方々にはその指導の受診券等をお送りしていますし、一応健診を受けるということで、行政側から何かあったら返ってくるというのは皆さんご存知のところですよ。そこにこのレセプト情報もプラスされて...</p>

会長	出ていくと。
実施機関	そうですね。
委員	よろしいでしょうか。対象者データの抽出ということはかなりの絞ったデータが集まってくるということですね、その辺は情報が欲しい民間の業者がある場合も考えられる、そういうところに情報が漏れる可能性に対する対応はどのようなのでしょうか。
実施機関	そうですね、情報漏えいの話になってきますけれども、あくまでも委託業者とのやり取りということの中での話なんです、委託業者と話合っていく中でもかなりセキュリティ面を我々も重視してまして、どういう体制かということに對しまして、委託業者を決める際に高いポイントで見えております。実際これはあくまで27年度これから委託で契約する会社のほうですけども、プライバシーマークとかを取得しているとか、そういったものを確認しておりますし、実際そのデータのセキュリティ体制がどうなってるか、その部屋の管理状況がどうなっているか、そういったものを確認したうえで委託業者とやり取りしておりますし、データの持ち運びと言いますか、最初の受け渡しとかの話につきましても簡単な形で渡すのではもちろんなくて、例えば一例ですけど、セキュリティ便というのが日本通運とかでもあるってことを聞いてますので、そこは完全に一般の輸送と分けた環境で送られる形になってますけども、そういったものを利用しながらできないかという形で安全性を第一に考えて進めてまいりたいと思っております。
委員	本人通知の有無っていうのは重要なことかと思うんですけど、この理由のところに対象者が多数であり個別通知することが現実的でないためというのが今回の理由なのですか。
実施機関	今のかなり目に見える形の保健事業ということでは、ある程度対象者が絞られてくる部分があると思うんですけど、しかし一方で先ほど説明しました計画の見直しですね、そういったものに使わせていただくということになりますと、本来全ての被保険者様の言ってみれば情報というのもある程度一定ベースになってくるんですね、だからすべての被保険者様に個別に通知するとは現実的にかなり難しいという話になってきますのでこちらのように書かせていただいた訳でございます。
委員	ということは、個別には通知はしないけど、公にというか、大々的にというか市民の皆様にご覧いただく、こういう形でこの事業をするに当たって情報を利用しますよということ告知するというイメージなんですか、それとも全くやっぱり伏せた形でしょうか。
実施機関	そのところは、具体的に実施期間とか時期の問題がありますので広報とかで例えばそういうことやって通知していくのは時間的にもちょっとしんどいかなという思いはあります。ただ、ホームページ等でそういうこと載せることができないかといえば可能は可能です。ただ、どの程度それで効果があるのかなというふうな思いもありますし、情報は先に事前に使わせていただくんですけど、具体的に、こちらがアプローチしていかないといけないような方々には当然先ほど

	<p>から申し上げているような了解をもらっていきこうというふうに思ってますんで、今現在はそういう形でもいいのかなとは思ってはいるんです。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでいいんですかね。だって知らんうちにデータが使われて、あんたが危ないねんでって いうので保健指導やってきたら、どっからそんな情報得たんやろうと、特に身体の情報、言っ たら最もセンシティブ情報の中でも重要度高いものですから、それでいいのかなっていう気はし ないではないんですが。</p> <p>少なくとも一般的な形での告知という形でね、こういう形での利用というものを現在計画して いて使わせていただきますよって言うのは言っておいたほうが、個別に言うのがものすごい手 間が掛かるとかね、一人一人ものすごいかなりの人数だと思いますんで、それは個別通知はし ない、でも一般的にはこういう形で使わせてもらいますよという事前告知というのがあって然る べきではないかなって言う気はするんですけどね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>分かりました。その辺のところは、ホームページ等での公表等その辺を一度検討させていただ きまして、やるのはすっとできる話ですので、ご意見賜りまして、やるのは全然問題ありませ ん。</p>
<p>委 員</p>	<p>それは実際問題ホームページっておっしゃってるけども、ホームページを見る人なんて本当 に限られるでしょう。パソコンなんてどうにもならんという人が。実際問題ね、私には無理やと思 います。やっぱり紙面で広報誌に一回でも載せてあげないと目につかないでしょう。</p>
<p>委 員</p>	<p>それで何かあったら、もう載せてますからという形ではいけると思うんですけど、ホームペー ジに載せてるだけでは見れない人はどうするんですかってこともありうるかと。</p>
<p>実施機関</p>	<p>私どもがこう考えた一番の理由は、2年前のKDBシステムの時に、KDBシステムの中の話で すけれども、相互の情報をですね、既にご利用させていただきましてよっていうところの中ではご 了承を一応得ているという形です。ただその中だけでは私どもの期待するような数値が拾えな かったというので、今回は新たな会社を使うことも含めまして、その利用を目的外利用って いう形のほうを再確認を取らせて頂いて、もっと広い意味での展開を、それと同時に具体的に個々 の被保険者の方へそういう問いかけをするわけですから、改めて提言させていただこうとい う思いでおったんです。ですので、データの利用自体は目的外利用としてレセ情報を目的外利用 として使うといことにつきましては、以前ご了解いただいていた部分がありましたので、そこでちょ っと今回は、私が先ほど説明させていただいたような考え方でスタートしているというか、その 立ち位置でご説明させていただいているところです。</p>
<p>委 員</p>	<p>データの流れのところになるんですけど、被保険者情報、これはデータ分析にですね、いろ んな医学的な数値ですとか必要なと思うんですけど、その個人名とか住所とかそういうデー タはどういう扱いになるんですか。一緒に行くんですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>ここで書いてます被保険者情報の中に、まさにそういった情報が入っています。</p>

委員	データ分析の中でそういった情報が必要だっていうのはどういう理由でしょうか。
実施如何	まず個人の方に今回アプローチしていきますので、もちろんその方のご住所であるとか連絡先がわからなければ、アプローチ自体ができないということですが。
委員	例えば保健事業行うという観点からこの人にアプローチしなければいけないということは分かるんですけど、データ分析を行うという委託業者にもそういった情報を、例えば何か番号か何かあるかなと思うんですけど、そういうので特定できるのかなと思ったんですけど、それでも入ってしまうということでしょうか。
実施機関	そうですね、具体的にどのようなデータのほうをデータ分析の方に渡して、その部分でこちらの保健事業対象者を抽出するためにどういうデータを渡すのかということも、もちろんこれからの話合いということにはなりますが、かなりデータ分析の段階でもおそらく年齢そして男女別そういった形での統計とかを行っていくと思うんですね。その中でどれだけ必要最低限な情報までそぎ落としていくのかという、後はそういう話になってくるかと思しますので、それと後はこちらの手間ですね、お渡しするうえでの手間。保健事業も、対象者抽出のほうも、分析のほうも、という形で、両方データを渡してしていくのか、それか先ほどおっしゃったとおり、それじゃなくてこちらは必要ないからと、もっとそぎ落とした中でしていくのか、その手間とその情報の渡し方考え方の問題かなとも思いますけど。
委員	わかりました。
委員	この間健康診断を受けに行ったんですけど、検査の結果が悪かったら保健指導を受けますかという質問項目がありまして、私なんかは気が弱いから、そのまま「はい」となるんですけど、しっかりした方は絶対受けないと。受けないと初めからおっしゃっていて、保健指導を受ける気がないとある人のデータが分析されて勝手に使われて、最終的には個人に伝わるという形ですか。
実施機関	そうですね結果として、そういう形になってくると思います。と言いますのは、今現行でも特定健診は受けられて保健指導を受けられない方はたくさんいらっしゃいますけど、当然そういう方々の健診のデータっていうのも当然使わせていただいているわけで、現行でもそれはそういう形です。
会長	それは国民健康保険データヘルス計画の一環だということですよ。保健指導を受けないということを言われた人のデータをも使うというのがこの計画の実施の一環であるという発想で。
実施機関	そうですね、私どもの指導のやり方の中では、保健指導の該当される方に対して保健指導の受診券を送らせていただいている、ですからそれを使うか使わないかは行った先のご本人様の自由ですので、それを使わないという意思表示もそのときいただけないんです。我々もそうで

	<p>すけど、人間ドックなんか受けるときには、おっしゃったようにもしも何かあった時には保健指導を受けますか受けないですかと確かアンケートのような形で答える欄があるんですけど、私どもがやってる保健指導ではそういうふうなやり取りがありませんので、こちらからそういうのに該当していますから受けてくださいねとお願いして、それでも反応がない方にはそこまで。ただ、そういう方に対する干渉ですよ、該当してるよという形の部分は、私どもは保健指導を受けてないということでの干渉はしてませんが、してる保険者もあろうかと思えます。</p>
会長	他に何かございましたら。
委員	データは行ったら行ったきりなんですか、委託業者のほうに。
実施機関	委託関係が終わってからのということですかね。実際はそうですね、そこら辺のデータの処分方法まではまだ今現在は話し合っていないんですが、もちろん企業のほうでデータがよいように扱われてはいけませんので、そういったことに今後配慮しながら考えていきたいと思っています。
委員	今回はこの27年度、28年度一年間だけでこのデータを集めるんですか。どのような集約方法になるんですか。
実施機関	データのこれからの使い方ですが一年だけでは決まてないです。例えば27年度集約しました、このような結果です。28年度どういう結果です。という経年的な見方を当然する必要がありますし、一年こっきりというのでは当然ないです。ただおっしゃるような形の部分で例えば業者が変更になるような時ってというのはいったん渡したデータは当然回収する必要があるかと思えます。逆に過去のデータも新しく委託する業者には一定提供する必要があるかと思えます。業者が変わる時にはきっちり整理して、ただデータの見方は経年的に見ていくということになるかと思えます。
会長	他よろしいでしょうか。委託業者に対しますデータ管理なんかは契約等々で結構厳密にやってるんですね。
実施機関	そうですね、やってます。
会長	他よろしいでしょうか。
委員	本人に知らせる段階で本人にデータが行きますね、こういうデータが出ましたよって、それは委託業者のほうから発送されるわけですか。こちらへデータが帰ってきて...。 直なんですね。
実施機関	データのやり取りに関しましては、向こうのほう勝手に発送することがないように、我々のほうにこういった了承を得てからという手順は踏む、というふう聞いてます。

委員	<p>そうでないと勝手にされたら困りますものね。</p>
実施機関	<p>はい</p>
委員	<p>聞いているとおっしゃいましたが、その業者さんは他の市と契約している業者さんですか。</p>
実施機関	<p>まだ先ほど申し上げたみたいに始まってばかりの事業ですので、我々もプロポーザルを行うにあたってどのような事業がよいかということも事前に調べたりしたんですけど、結局複数の事業でも一緒になってやらないと難しい事業でして、数が限られております。ただ今回一応決まった委託業者さんは実績がありまして、先ほど言ったセキュリティ体制にしても向こうのほうからこういった体制でセキュリティのほうは管理していると説明がありまして、そこらへんにつきましては実績を見ると安心していいのかなという部分が一担当の思いとしては正直あります。</p>
実施機関	<p>データヘルス計画自体の今の状況なんですけど、平成26年度中に計画作成を手掛けたのが約20パーセントの自治体、今年度中に全体の6割の自治体がこの計画を進めていくところです。その差の4割のところはたぶん、今年度は計画作成になると違うかなと思います。</p> <p>去年つくった20パーセントのところは今年度からその事業に移っていくという様な形で、その次の年にはもっと多くのところが取り組んでくるという形になろうかと思えます。</p>
実施機関	<p>国からもアンケートがありまして、データヘルス計画どのように進捗してますかと。国としてもかなり力を入れて進めようとしている政策でございますので、今後たぶん広まっていくかと。</p>
委員	<p>今の説明の中で出てきました先行しているところがあるんですね。2割程度のところからの問題点とかそういう情報はないんですか。</p>
実施機関	<p>ただ私ども聞いておりますのは、2割のところも私どもと同じように計画作成をまずスタートさせてというところがほとんどです、ですから26年度中につきましては計画作成で終わるところがほとんどです。よくお聞きになってると思いますが、広島県の呉市さんなんかは非常に積極的に取り組んでおられて独自のシステムを開発してされてるぐらいなんですけど、そこでのことなんですけれども、特に大きなトラブルというような話は聞いてないです。協力しないというか嫌ですという方に対して無理やり何かするというわけでは決してありませんので、その辺のところかなと思います。大きなトラブルは聞いておりません。</p> <p>レセプトデータの取り扱いというところで皆さんお気にされるところがあるかと思えますけれども、現実問題としまして、今レセプト点検を行っておるのは多くの場合が業者に委託をしてレセプト点検というのをしております。自前でレセプト点検等をしている自治体はほとんどありませんので、やっぱり業者を使ってこのレセプトデータを分析したり評価をしたりということは既にもう何年前前からスタートしているところであります。そういうところで委託契約しておりますので、セキュリティについても、もちろん同じような厳重なセキュリティの契約は当然させていただきますというところなんです。</p>

実施機関	<p>データヘルス計画というのは初めての事業なんですけれども、部分的に糖尿病重症化予防プログラムその部分だけで先行してされてるところはあるんですけど、そういったところについては先ほど申しましたような事業者が先行して実績としてやっておりますんで、データヘルス計画という形の部分ではまだなかなかしておりませんが、一部分の事業としてはしている。私も資料1の13ページ、最後の4のところ、外部事業者の活用というところですけど、これはあくまで健康保険組合向けに書かれているもので、市町村国保もこれで推進すべきですよというふうに書かれているものになるんですけど、専門職のほうの人材不足がやはり課題となっていますので、そういった外部専門事業の活用、民間による人材を活用するメリットがあるので、そういったものを進めていきたいと思いますよということにつきましても、こういったデータヘルス計画の手引きでもうたわれている。国としても、民間を活用しながらこういった事業を進めていくことを考えているのではないかと思います。</p>
委員	<p>要はこれをしながら最終的には予防を含め医療費の削減率を上げるということですか、最終的には、</p>
実施機関	<p>どちらもだと思います、もちろん健康増進とそれに伴って医療費を減らしていくというのはありますね。</p>
会長	<p>健康指導というのは個人負担ですか。お金。</p>
実施機関	<p>今回行う保健事業ですか。それは違います個人負担ではございません。</p>
会長	<p>専門の方がやってこられて、こういうふうに食生活改善したらいいですよとかこういう運動したほうがいいとか指導を行うのは、</p>
実施機関	<p>個人負担はございません。</p>
会長	<p>個人負担はないということですね。</p>
実施機関	<p>今現在、国からそういった補助金のほうが出ているので、28年度まで3年間いただく形になってますので、それに基づいて行う施策となっております</p>
会長	<p>他に何かございますでしょうか。質問のほうよろしいでしょうか。 では実施機関の担当者の方どうもご苦労様でした。ご退席いただきまして、ここで審議させていただきたいと思います。</p>
	<p>実施機関 退室</p>
会長	<p>それでは本件の諮問案件に関します個人情報の取り扱いにつきましてご審議いただきたいと思ひます。先ほど事務局の方から一番最初に説明いただきました通り条例の10条1項第4号</p>

	<p>の該当性の判断となります。要するに当該個人情報の目的外利用することに相当の理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められる場合かどうか、そして第2項の規定にありますように本人通知の必要性があるかどうかという2点でございます。先ほどまでの実施機関の説明並びに実施機関に対します質疑応答を踏まえまして、委員の方からどうぞご自由にご発言いただいてご審議いただければと思います。</p>
委員	<p>私は気になるのは2項の関係でして、現実的でないという理由で通知をしないということで、それはそれで現実というのを出されたらそうなのかなと思いつつ、やはり、ではそれに変わる何かを考えていただいたほうが、対象の個人情報を取り扱われる方にとってもいいと思いますし、こうやって事後的にトラブルが防止するという意味でも必要なんじゃないかなと。まあこれは通知という意味では不要だということになるんだとは思いますが、不要だとしても、という留保が必要かなと。</p>
会長	<p>そうですね。私は本人通知の必要性があるんじゃないか思うんですけど、それが非現実的だと言われると、それならば事前に一般的な告知というのはちゃんとしておくべきだろうと思うんですけどね。必ず問題が起こると思うんで、これだけは、</p>
委員	<p>絶対言う人が出てくると思いますよね。</p>
会長	<p>1か月ぐらい前でしたっけ、2～3週間前、川西市、個人情報の関係でインタビューされてませんでしたっけ、ちんぷいぶいに。自衛隊に情報漏らしたんじゃないとか。あれは一応、法令に基づいてということと言えるにも関わらず、ああいうふうに言われるわけですから。ご存知かどうかというのはあるんですけど、あれはいろんな所で実は問題になっていて、まさに18歳から22歳適齢の子の情報を、自衛隊が提出しろと言っていると、各市町村にね。それで入りませんかと募集の案内を出すんです。自衛隊は、92条か何かで情報を求めることができる権限規定があるんですよ、実は。それで、国会議員の中には徴兵制の準備をしてるんだろうとか言ってる人もいて。だから必ず、やっぱり事前に言っておいたほうが私は無難だと思うんですよ。後々の色んなトラブルがなけりゃいいんですけど、あったら言い訳がきかない可能性があるんで、</p>
委員	<p>望んでないのに指導されるわけですね。</p>
会長	<p>の可能性がある。</p>
委員	<p>やはり前もって通知は必要やろうね。何も無いのはおかしいね。</p>
委員	<p>本人さんはあまり意識してなくて、そんなん許可してないよっていうふうになって。</p>
委員	<p>目指してる場所は本人が健康に生活できるように、ということなので、その目標はいいと思うんですけど。</p>

会 長	<p>目的外利用をすることに相当の理由があり、本人の権利を不当に侵害する恐れがあるとは言えないけども、本人通知に関してはやはり事前に行く。本人通知を一人一人に対してというのが煩雑だと言われるともう何も言えないですけど、ただ行政上の都合だけで、手間が掛かるとかお金がかかるという理由だけで、これを省略するっていうのはどうかなという気はするんですけどね。意見としてはこの通知に関しては通知の必要性があるのではないかと思うんですが、この点については、色々ご意見があると思いますんで、個別にするかどうかを含めてですが、答申において本人通知をすべきであるっていうことを言うか、それとも少なくとも一般的に周知するような形で事前に告知しておく必要があるというふうに。</p>
委 員	<p>私も弁護士さんの方々もそうだと思いますが、戸籍とかの請求に対して本人通知をしてもらうかどうかの登録がありますよね。あのような形で本人通知をしてくださいよという方たちには確実にする、それ以外の方に対しては、大きく市報だとかでそういうふうなもので拾っていただくぐらいの方が、今の段階ではより安全じゃないかなという気はしますけど。</p>
委 員	<p>個人情報っていうのは個々のレセプトのデータを指してるんですよ。</p>
会 長	<p>そうですね。</p>
委 員	<p>そうしますと診療にかかるたびに。</p>
会 長	<p>一回一回通知が出てくるって感じですね。</p>
委 員	<p>そういう意味では、個別的な通知は確かに現実的ではなくなってくるのかなと思いますが、包括的な事前通知というか、一人に一回は必ず送っておく。この規定による通知とはまた別になると思いますが、そういう通知はやっぱりいるかと思いますね。</p>
委 員	<p>毎月毎月来てたら大変ですもんね。現実的ではないだろうけど、何らかの方法でやる必要はあると思うね。</p>
会 長	<p>少なくとも個人に対しては包括的にこういう形で利用させてもらいますと通知しておく必要はあると思いますけどね。</p> <p>目的外利用することについては可とするということではありますけど、本人通知に関しては事前に包括的な形ででもいいから、個人に対して利用することは通知しておく必要があるという形で回答する方がいいかなと思いますね。</p>
委 員	<p>それに賛成ですね。</p>
会 長	<p>10条2項におきます本人通知に関しては、通知しないというのは個別的には通知する必要はないけれども、個人に対しては、包括的に利用することを事前に告知しておく必要があ</p>

	<p>るということは付け加えておくという形で答申のほうをさせていただこうと思いますけども、それでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>では最終答申の文言等の調整に関しましては私の方にご一任いただいて、それで作成等させていただきたいと思いますが、それでお認めいただけますでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>それでは本日の諮問案件につきましてはそのように取り扱わせていただきたいと思います。最後に事務局の方から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>いえ、こちらの方は特にございません。</p>
会長	<p>それでは本日の審議会はこれをもって終了とさせていただきます。どうもお忙しいところありがとうございました。</p>